

消火器の不適切な 訪問点検・販売・回収 にご用心！！

- ❗ 出入りの業者を装う。
- ❗ 消防署又は町会等の依頼を受けているような印象を与える。
- ❗ 契約書の内容を十分に説明しない。
- ❗ 予想外の金額を請求
- ❗ 支払いを強要。消火器の返却拒否

ねらわれているのは...

あらゆる

事業所

ご家庭

トラブル

ゲッ
ゲ・ゲ

まいど！点検です..

「あやしいな」と思ったら絶対に押印・サインをしない！！
全ての従業員の皆様・ご家族にもお知らせください！！

手口を知れば防げます

事業所では

契約業者になりすまして



予告なしに突然訪問する場合があります

手口
1

契約書であることを隠してサインを



みだりに押印やサインをしないで！

手口
2

金額をみて絶句！！ 支払いを強要



クーリングオフが適用された場合があります

手口
3

ご家庭では

消防署などをかたる...



購入をすすめる場合もあります

契約書であることを隠してサインを



みだりに押印やサインをしないで！

請求書を見て！！



クーリングオフが適用されます

- 大阪市消費者センター（事業所は除く） 06-6614-0999
- 大阪府警察本部悪質商法 110 番 06-6941-4592
- 大阪産業創造館あきない・えーど 06-6264-9838
（事業活動に伴う取引上のトラブルに限る）
- 大阪市消防局規制課 06-4393-6437

「おかしいな」と思ったり、被害に遭われた時にはすぐにご相談ください。！！



大阪市消防局